

○ 社会情勢の変化に即した治安対策検討委員会の設置について

令和元年6月25日務甲達第82号、
生企甲達第106号、刑企甲達第92号、
組対甲達第23号、交企甲達第81号、
公甲達第87号
石川県警察本部長から部課署長宛て

対号 平成28年5月13日付け務甲達第51号、生企甲達第56号、刑企甲達第65号、交企甲達第36号、公甲達第38号「社会情勢に即した治安対策検討委員会等の設置について（通達）」

県警察では、対号により治安対策を推進しているところであるが、今般、社会情勢の変化に一層的確に対応するため、見出しの委員会を設置し、県警察の総合力を發揮した各種治安対策を推進することとしたので、その実効ある運用に万全を期されたい。なお、対号は廃止する。

記

1 趣旨

北陸新幹線金沢開業に代表される陸・海・空の広域的な交通ネットワークの整備に伴い、国内外からの観光客等来県者数が大幅に増加し、交流人口が拡大する中、刑法犯認知件数等の指標の上では治安水準に大きな変化はないものの、大型イベントの開催等による社会情勢の変化や交通ネットワークを犯行手段の一部として利用する犯罪の発生等、治安情勢の質的な変化が見られるところである。

また、近年、在留外国人は増加を続ける中、新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが開始されるなど、在留外国人の更なる増加が予想される。

県警察においては、急増する訪日外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境の整備を進めているところであるが、県民のみならず国内外の観光客等が安全安心を実感できる石川県を実現するためには、交流人口拡大への対応を始め、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進及び治安に影響を及ぼす犯罪インフラに対する諸施策を確実に推進する必要がある。

2 任務

社会情勢の変化等に伴う治安への影響を予測し、県民のみならず、外国人を含めた来県者等が安全安心を実感できるよう、各種治安対策を組織的・計画的かつ着実に進めること。

3 構成

別表1から別表5のとおり。

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。
- (2) 委員会に「社会情勢の変化に即した治安対策検討幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、構成員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 幹事会は、委員会を補佐するとともに、必要に応じて委員会の検討事項について審議する。
- (4) 委員会に「交流人口拡大・国際化対策室」、「在留外国人の安全確保対策室」、「犯罪インフラ対策室」を置き、それぞれ構成員は別表3から別表5に掲げる職にある者をもって充てる。
- (5) 「交流人口拡大・国際化対策室」は、委員会の検討事項のうち、交流人口拡大及び国際化に関する分析・検討を行う。
- (6) 「在留外国人の安全確保対策室」は、委員会の検討事項のうち、在留外国人の安全の確保に関する分析・検討を行う。
- (7) 「犯罪インフラ対策室」は、委員会の検討事項のうち、犯罪インフラに関する分析・検討を行う。
- (8) この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 事務局

- (1) 委員会及び幹事会の事務局は、警務部警務課に置く。
- (2) 「交流人口拡大・国際化対策室」の事務局は警務部警務課に、「在留外国人の安全確保対策室」の事務局は刑事部組織犯罪対策課に、「犯罪インフラ対策室」の事務局は刑事部刑事企画課に置く。

※ 別表省略